

保護者の皆様へ

令和7年度が始まって3か月近くが経ちました。サン・ベビールームが認可保育所として開設以降、保護者委員会にて議題に上がることがありましたお子さんの体調と登園の兼ね合いについて、「お子さんにとって最も良いこと」の視点で検討した結果、当園における与薬の方針や手順を改訂することといたしました。

尚、下記は一般社団法人日本保育保健協議会が示す「保育時間内の与薬について」を当園の運用方法に照らし合わせて加除修正したものとなります。原本については最下部 URL または QR コードよりご参照の上、ご確認いただきますと共に、今後の園の与薬の方針についてご理解を頂けますようお願い申し上げます。

保護者の方へ

ー 保育時間内の与薬について ー

※「与薬」＝薬を与えること

保育施設では通常、薬の預かりや与薬を行わず、体調が悪いときは、ご家庭で様子をみていただくか、病児または病後児保育を利用していただくのが原則です。保育時間中に与薬が必要な場合には、本来は保護者が来園して服用させていただくものです。

ただし、やむを得ない理由で来園できないときは、保護者と保育施設との話し合いの上、保育時間内での与薬が必要な場合に限り、保護者からの申込みをもって保育施設の担当者が代わって与薬します。

この場合、万全を期するために下記事項を確認し、守っていただきます。なお必要に応じて医師の診断書の提出(診断書は有料の場合もあり)をお願いすることがあります。

1. お預かり、与薬の対象となる病気の種類・状態

下記 1), 2) のいずれかで、通常の保育に何ら差し障りのない安定した状態であり、診察医、または主治医(以下、医師)が保育時間内の与薬が必要と判断し処方した場合。

1) 慢性疾患(てんかん、内分泌の病気、心臓の病気、その他)

保育時間内の決まった時間に服用する必要があると医師が判断した場合。

2) 熱性けいれんの既往があり、医師が保育時間内の急な発熱に伴うけいれんの予防が必要と判断した場合。

3) 食物アレルギーがあり、食事の際の誤食や新たな発症などにより症状を呈した際に、医師が保育時間内に服用する必要があると判断した場合。

※ 5-1)に記載した在園時間を医師に必ずお伝えいただき、可能な限り家庭内での与薬となるように相談してください。

2. お預かり、与薬ができる薬の種類と取扱い

- 1) 医師が処方し調剤したもの、またはその医師の処方により薬局で調剤したものに限りです。
- 2) 1-1)に記載した慢性疾患(てんかん、内分泌の病気、心臓の病気、その他)のため、医師が保育時間内の決まった時間に服用することが必要と判断し処方した薬。
→ 医師による病名・病状や与薬時間等を具体的に記載した診断書を提出していただきます。(診断書は有料の場合もあり)
- 3) 1-2)に記載した熱性けいれんの既往があり、医師が発熱に伴うけいれん予防のために必要と判断し処方した坐薬。
- 4) 家庭で 1 回以上服用し、副作用などの問題がないことを確認した薬に限りです。
- 5) 外用薬(ぬり薬)について

医師が処方した薬で、保育時間内にどうしても外用する必要がある場合のみが対象です。この場合、「紅い所に塗る」等の曖昧な表現ではなく、外用する部位、状態や時間帯等、医師の具体的な指示を「与薬依頼確認書」の特記事項欄に記載してください。

※ 病状に応じて医師の具体的な指示を記載した診断書を提出していただくこともあります。(診断書は有料の場合もあり)

3. お預かりと与薬ができない薬の種類と取扱い

- 1) かぜ(咳、鼻水・鼻づまりなど)、下痢、解熱剤などの急性の病気の薬。
- 2) 保護者の個人的な判断で持参した薬(市販薬、以前に処方された薬など)。
- 3) 「鼻水、クシャミが出たら・・・」、「咳が出たら・・・」のように、保育施設の担当者がその都度、症状の有無や軽重を判断して与えなければならない薬。

4. 与薬の申込み方法・手順

- 1) 保護者は園長または看護師、いずれも不在の場合には主任または担任保育士に、与薬が必要なことを申し出て、保育施設での与薬について話し合います。
- 2) 保育時間内での与薬が決定した場合、必ず「与薬依頼確認書」に必要事項を記載し、薬剤情報提供書のコピーも添えて提出してください。

※ その際、病状に応じて医師の診断書を提出していただくこともあります。(診断書は有料の場合もあり)

- 3) 薬の変更(種類、用法・用量)があった場合には、その都度与薬依頼確認書を提出してください。

5. 与薬についての約束事項

- 1) 医師の診察を受けるときには、お子さんが〇〇時から〇〇時まで在園していること、保育施設では原則として服用できないことを伝え、可能な限り家庭での与薬となるように相談してください。
- 2) 病後であったり、体調が悪かったり、体温が平熱より高めの場合には連絡帳に記載し、登園時に必ず口頭で職員(担当保育士、看護師)にお伝えください。
- 3) 薬は 1 回ずつに分けて、袋や容器にお子さんの名前、薬品名、日付・与薬時間を記載し、当日分のみを持参してください。

- 4) 散薬(粉薬)は処方時の袋のままで、水薬(シロップ)は、毎回清潔な容器に1回分を準備してください。
- 5) 熱性けいれん予防の坐薬およびアレルギー症状緩和のための薬を使用する前には、原則として保護者に連絡し、確認と同意をとった上で与薬します。そのため、いつでも確実に連絡できる場所と連絡方法を記載してください。
なお、上記の薬の使用は応急処置となります。そのままお子さんをお預かりすることはできません。確認の連絡が入りしだい、速やかにお迎えをお願いします。
- 6) 内服後の嘔吐、坐薬挿入後の排出の時には保護者に連絡します。医師と相談し、その時の対応を「与薬指示書」に具体的に記載してください。

一般社団法人日本保育保健協議会 WEB ページより

保護者の方へ — 保育時間内の与薬について —

<https://nhhk.net/wp-content/uploads/2022/12/a8f0e53dee7f282b1774cbba32c8cb31.pdf>



Ver. 2025. 6. 20

令和7年6月20日

株式会社ソレイユの樹
サン・ベビールーム